

## 1 生徒の保護者への引き渡しが必要と想定される状況

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、生徒をそのまま下校させることが危険と判断されるとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき

## 2 引き渡し等におけるマニュアルの必要性について

緊急時の引き渡しの場面では、なかなか学校から保護者に連絡がつかなかったり、生徒が知人の車で帰ったため保護者が迎えに来たときに所在がわからなくなったりする等の混乱や錯綜が考えられます。

また、本校へ至る道路は道幅が狭く、交通渋滞が起こったり、交通事故による二次的な災害が発生したりすることも考えられます。

さらに本校は、宇部市指定緊急避難場所に指定されており、有事の際には近隣からの避難住民もあり、人的および物的混雑は著しいことが予想されます。

そこで、あらかじめ引き渡し手順等を明確にし、周知を図るとともに、敏速で的確な対応がとれるよう訓練を実施しておくことが必要です。

## 3 「下校」についての判断

発生した災害規模、事件等の内容を基準に照らし、通学路の状況等を踏まえて判断します。

**A** 通常下校（教職員が通学路の安全を確認後に下校）

**B** 保護者等への「引き渡し下校」

**C** 「引き渡し下校」も危険と考えられる場合

- 津波の発生など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応が必要になります。
- 家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような生徒については、学校に留めるなどの対応が必要になります。

## 4 保護者による「引き取り」の方法

(1) 緊急時引き渡しカードの作成

保護者は、あらかじめ引き取り登録者を決め、A～C 3種類のカードを作成しておく。

- ・ A 緊急時引き渡しカード（学校提出用）→学校保管
- ・ B 緊急時引き渡しカード（保護者控え用）→保護者保管
- ・ C 引き渡しカード（携帯用）→引き取り者保管

☆引取り者確認カード

引き渡しカードを持参せず引き取りに来られた保護者等には、学校から渡される引取り者確認カードを使用していただきます。(引き渡し時にその場で氏名、連絡先等を記入する方式)

(2) 保護者への連絡

【通信手段が使える】→ 桃中安心メールの配信及び学級連絡網による電話連絡  
学校ホームページへの情報アップ

【通信手段が使えない】→ 学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等の掲示

(3) 生徒待機、引き渡し場所

①保護者は直接所属学級の教室に生徒を引き取りに行く。

(体育館は近隣住民の避難場所に指定されている。)

②保護者の引き取り

- ・引き取りの際は、「**引き渡しカード(携帯用)**」を持参する。
- ・来校途中では、安全確保のため、必ず交通安全指導員の指示に従う。
- ・乗用車で来校する保護者はグラウンドへ、自転車で来校する保護者は駐輪場へ駐車する。
- ・保護者は所属学年の昇降口から教室に向かい、教室で担任に引き取りを申し出る。

○ 担任による保護者等への引き渡し手順 -引き渡し名簿による-

①引き渡しカード(携帯用)の受け取り  
※緊急時引き渡しカード(保護者控え用)持参の場合も以下同様の確認を行う

↓

②本人、保護者をまじえて引き渡しカード(携帯用)の照合

・引き渡し相手	・本人との関係	・確認方法	・生徒による確認
・引き渡し時刻	・避難場所		

↓

※引き渡しカードを持参していない場合は、引き渡し相手の確認をする。  
(運転免許証等の身分を証明するものの提示と、「☆引取り者確認カード」に氏名、生徒との関係、連絡先を記入してもらう)

「引き渡し名簿の記録例」

番号	氏名	引き渡し相手	本人との関係	確認方法	生徒の確認						引き渡し時刻	避難場所
1	〇〇 〇〇	①	母	カ	○						14:12	自宅
2	△△ △△	②	父	免	○						14:25	済 桃山中
3	▼▼ ▼▼											
4	●● ●●	③	知人	免	○						14:40	済 〇〇様宅へ
5	□□ □□	③	祖父	カ	○						14:37	済 祖父宅へ

※ 「引き渡し相手」の番号は、引き渡しカードの引き取り登録者の番号

※ 「カ」は引き渡しカード、「免」は運転免許証による確認

(4) 引き渡し状況の集約と学校から教育委員会への報告

(5) 残った生徒への対応

- ・保護者が引き取りに來れない生徒は**教室内で静かに**待機させます。担任等が付き添い、心のケアに努めます。
- ・メールや電話等の通信手段が回復次第、保護者等の緊急連絡先に連絡を取ります。

## 5 二次的被害防止のための安全対策

(1) 交通渋滞や交通事故防止に備えた対応

①交通路

- ・乗用車での引き渡しは、渋滞防止のために、極力自転車や徒歩による来校をお願いします。(乗用車での来校の場合は、事前に運動場にベタ詰めになることをお知らせする。)

②駐車場について

- ・教職員(生徒指導担当、副担任等)を配置します。
- ・必要であればPTAや地域の交通指導員を要請します。

(2) 宇部市指定緊急避難場所としての対応

①地域からの避難者の対応は、原則として市職員に委ねますが、市職員が到着するまでは、教頭、教務主任が対応にあたります。

②生徒、保護者が本校を避難場所とする場合は、原則として体育館を利用します。

③体育館の状況や徒の引き渡し状況により、教室を避難場所として開放することがあります。